定期預金等共通規定

２０２６年１０月現在

この定期預金等共通規定は、期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、変動金利定期預金、定額複利預金（以下これらを「定期預金等」といいます。）等に適用します。

１．（証券類の受入れ）

⑴　小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

⑵　受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書によるものは証書と引換えに、通帳によるものは当該受入の記載を取消したうえ、口座開設店で返却します。

２．（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第３条第４項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第３条第４項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

３．（預金の解約、書替継続等）

⑴　定期預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

⑵　定期預金等を解約または書替継続するときは、通帳式は当金庫所定の払戻請求書に、証書式は証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して、通帳または証書とともに口座開設店に提出してください。

⑶　一部支払可能な定期預金等を一部支払するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳または証書とともに口座開設店に提出してください。

⑷　前項の解約、一部支払または書替継続の手続に加え、当該預金の解約、一部支払可能な定期預金等の一部支払または書替継続の手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約等の手続を行いません。

⑸　次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①　預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②　預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

Ａ　暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D　暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E　役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③　預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかの一にでも該当する行為をした場合

A　暴力的な要求行為

B　法的な責任をこえた不当な要求行為

C　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E　その他本号ＡからＤに準ずる行為

⑹　前２項によりこの預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、証書または通帳および届出の印章を持参のうえ、口座開設店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

４．（届出事項の変更、証書、通帳の再発行等）

⑴　証書、通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所、利息の入金口座、在留カード・特別永住者証明書の有効期限その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって口座開設店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

⑵　証書、通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書、通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

⑶　証書、通帳を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

５．（成年後見人等の届出）

⑴　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届出てください。

⑵　家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

⑶　すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前２項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

⑷　前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

⑸　前４項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

６．（印鑑照合）

払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、個人のこの預金の取引において、預金者は、盗取された証書、通帳（以下「通帳等」といいます。）を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

7．（盗難通帳、盗難証書を用いた不正な払戻し等）

⑴ 個人のこの預金の取引において、盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

① 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること

② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

⑵ 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であることおよび預金者に過失（重大な過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の４分の３に相当する金額を補てんするものとします。

⑶ 前２項の規定は、第１項にかかる当金庫への通知が、この通帳等が盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた預金等の不正な払戻しが最初に行われた日。）から、２年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

⑷ 第２項の規定に関わらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

Ａ 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

Ｂ 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

Ｃ 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

⑸　当金庫が当該預金等について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第１項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

⑹　当金庫が第２項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

⑺　当金庫が第２項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

８．（譲渡、質入れの禁止）

⑴　この預金および証書・通帳は、譲渡または質入れをすることはできません。

⑵　当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

９．（保険事故発生時における預金者からの相殺）

⑴　この定期預金等は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この定期預金等に預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

⑵　前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

①　相殺通知は書面によるものとします。この定期預金等の証書または通帳は届出の印章により記名押印した当金庫所定の払戻請求書とともに、通知と同時に口座開設店に提出してください。

②　複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この定期預金等で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

③　前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④　第２号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

⑶　第１項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①　この定期預金等の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②　借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるもの

します。

⑷　第１項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

⑸　第１項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10.　（規定の変更等）

⑴　この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合は、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。

⑵　前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

TRIbank Hiratsuka
平塚信用金庫

期日指定定期預金規定

１．（預金の支払時期等）

⑴　この預金は、証書または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。なお、満期日が休業日の場合は、翌営業日以後の営業日となります。

⑵　満期日は、この預金の全部または一部について預入日の１年後の応当日（証書または通帳記載の据置期間満了日）から証書または通帳記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、口座開設店にその１か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、１万円以上の金額で指定してください。

⑶　満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。

⑷　指定された満期日から１か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から１か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

２．（利息）

⑴　この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって１年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

①　１年以上２年未満

証書または通帳記載の「２年未満」の利率

②　２年以上

証書または通帳記載の「２年以上」の利率（以下「２年以上利率」といいます。）

⑵　この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

⑶　この預金を定期預金共通規定第３条第１項の規定により満期日前に解約する場合、および定期預金等共通規定第３条第４項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）によって１年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

①	６か月未満	解約日における普通預金の利率
②	６か月以上１年未満	２年以上利率×40％
③	１年以上１年６か月未満	２年以上利率×50％
④	１年６か月以上２年未満	２年以上利率×60％
⑤	２年以上２年６か月未満	２年以上利率×70％
⑥	２年６か月以上３年未満	２年以上利率×90％

⑷　この預金の付利単位は１円とし、１年を365日として日割で計算します。

以上

TRIbank Hiratsuka
平塚信用金庫

自動継続期日指定定期預金規定

１．（自動継続）

⑴　この預金は、証書または通帳記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。

⑵　この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

⑶　継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を口座開設店に申し出てください。

２．（預金の支払時期等）

⑴　この預金は、次に定める満期日以後に支払います。なお、満期日が休業日の場合は、翌営業日以後の営業日となります。

①　満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。

満期日は、この預金の全部または一部について預入日の１年後の応当日（証書または通帳記載の据置期間の満了日。継続をしたときはその継続日の１年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、口座開設店にその１か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、１万円以上の金額で指定してください。

②　継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定がないときも同様とします。

⑵　指定された満期日から１か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から１か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

⑶　継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続自動継続の取扱いをします。

３．（利息）

⑴　この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって１年複利の方法で計算します。

①　１年以上２年未満

証書または通帳記載の「２年未満」の利率

②　２年以上

証書または通帳記載の「２年以上」の利率（以下「２年以上利率」といいます。）

⑵　継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。

⑶　継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金しまたは

元金に組入れます。

⑷　指定された満期日から１か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

⑸　この預金を定期預金共通規定第３条第１項の規定により満期日前に解約する場合、および定期預金等共通規定第３条第４項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）によって１年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

①	６か月未満	解約日における普通預金の利率
②	６か月以上１年未満	２年以上利率×40％
③	１年以上１年６か月未満	２年以上利率×50％
④	１年６か月以上２年未満	２年以上利率×60％
⑤	２年以上２年６か月未満	２年以上利率×70％
⑥	２年６か月以上３年未満	２年以上利率×90％

⑹　この預金の付利単位は１円とし、１年を365日として日割で計算します。

以上

TRIbank Hiratsuka
平塚信用金庫

自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

１．（預金の支払時期）

この預金は、証書または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。なお、満期日が休業日の場合は、翌営業日以後の営業日となります。

２．（利息）

⑴　この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書または通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、この預金のうち、複利型で預入日の３年後、４年後または５年後の応当日を満期日としたこの預金の利息の計算は、６か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、この預金のうち、単利型で預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①　預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書または通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の２年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型２年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

Ａ　現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。

Ｂ　預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

Ｃ　定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型２年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。

②　中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

⑵　この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

⑶　この預金を定期預金共通規定第３条第１項の規定により満期日前に解約する場合、および定期預金等共通規定第３条第４項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）によって計算し、この預金とともに支払います。

なお、この預金のうち、複利型のこの預金の利息計算は、６か月複利の方法により計算し、この

預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の１か月後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	６か月未満	解約日における普通預金の利率
B	６か月以上１年未満	約定利率×50％
C	１年以上３年未満	約定利率×70％

② 預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	６か月未満	解約日における普通預金の利率
B	６か月以上１年未満	約定利率×40％
C	１年以上１年６か月未満	約定利率×50％
D	１年６か月以上２年未満	約定利率×60％
E	２年以上２年６か月未満	約定利率×70％
F	２年６か月以上４年未満	約定利率×90％

③ 預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	６か月未満	解約日における普通預金の利率
B	６か月以上１年未満	約定利率×40％
C	１年以上１年６か月未満	約定利率×50％
D	１年６か月以上２年未満	約定利率×60％
E	２年以上２年６か月未満	約定利率×70％
F	２年６か月以上３年未満	約定利率×80％
G	３年以上５年未満	約定利率×90％

④ 預入日の５年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	６か月未満	解約日における普通預金の利率
B	６か月以上１年未満	約定利率×30％
C	１年以上１年６か月未満	約定利率×40％
D	１年６か月以上２年未満	約定利率×50％
E	２年以上２年６か月未満	約定利率×60％
F	２年６か月以上３年未満	約定利率×70％
G	３年以上４年未満	約定利率×80％
H	４年以上５年未満	約定利率×90％

⑷ この預金の付利単位は１円とし、１年を365日として日割で計算します。

３．（中間利息定期預金）

⑴ 中間利息定期預金の利息については、前記２．の規定を準用します。

⑵　中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。

①　中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

②　中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに口座開設店に提出してください。

以上

TRIbank Hiratsuka
平塚信用金庫

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

１．（自動継続）

⑴　この預金は、証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

⑵　この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

⑶　継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。なお、満期日が休業日の場合は、翌営業日以後の営業日となります。

２．（利息）

⑴　この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、２．⑴および⑵において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書または通帳記載の利率（継続後の預金については上記１．⑵の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

なお、この預金のうち、複利型で、３年後、４年後または５年後の応当日を満期日としたこの預金の利息の計算は、６か月複利の方法で計算し、満期日に支払います。

ただし、この預金のうち、単利型で預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払は次によります。

①　預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書または通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70％を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の２年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型２年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

②　中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。

⑵　この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

①　単利型で預入日の１か月後の応当日から預入日の２年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金および複利型のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

②　自動継続自由金利型２年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

Ａ　現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書また

は通帳とともに提出してください。

B　預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

C　中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型２年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型２年定期預金（M型）に継続します。

③　単利型で預入日の２年後の応当日の翌日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

④　利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。

⑶　継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

⑷　この預金を定期預金共通規定第３条第１項の規定により満期日前に解約する場合、および定期預金等共通規定第３条第４項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）によって計算し、この預金とともに支払います。

なお、この預金のうち、複利型のこの預金の利息計算は、６か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①　預入日の１か月後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	６か月未満	解約日における普通預金の利率
B	６か月以上１年未満	約定利率×50％
C	１年以上３年未満	約定利率×70％

②　預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	６か月未満	解約日における普通預金の利率
B	６か月以上１年未満	約定利率×40％
C	１年以上１年６か月未満	約定利率×50％
D	１年６か月以上２年未満	約定利率×60％

E　２年以上２年６か月未満　　約定利率×70％

F　２年６か月以上４年未満　　約定利率×90％

③　預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A　６か月未満　　解約日における普通預金の利率

B　６か月以上１年未満　　約定利率×40％

C　１年以上１年６か月未満　　約定利率×50％

D　１年６か月以上２年未満　　約定利率×60％

E　２年以上２年６か月未満　　約定利率×70％

F　２年６か月以上３年未満　　約定利率×80％

G　３年以上５年未満　　約定利率×90％

④　預入日の５年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A　６か月未満　　解約日における普通預金の利率

B　６か月以上１年未満　　約定利率×30％

C　１年以上１年６か月未満　　約定利率×40％

D　１年６か月以上２年未満　　約定利率×50％

E　２年以上２年６か月未満　　約定利率×60％

F　２年６か月以上３年未満　　約定利率×70％

G　３年以上４年未満　　約定利率×80％

H　４年以上５年未満　　約定利率×90％

⑸　この預金の付利単位は１円とし、１年を365日として日割で計算します。

３．（中間利息定期預金）

⑴　中間利息定期預金の利息については、前記２．の規定を準用します。

⑵　中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。

①　中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

②　中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して証書または通帳とともに口座開設店に提出してください。

以上

TRIbank Hiratsuka
平塚信用金庫

自由金利型定期預金規定

１．（預金の支払時期）

この預金は、証書または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。なお、満期日が休業日の場合は、翌営業日以後の営業日となります。

２．（利息）

⑴　この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書または通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①　預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書または通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

Ａ　現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。

Ｂ　預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

②　中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

⑵　この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

⑶　この預金を定期預金共通規定第３条第１項の規定により満期日前に解約する場合、および定期預金等共通規定第３条第４項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①　預入日の１か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のＡ、ＢおよびＣ（ＢおよびＣの算式により計算した利率の小数点第４位以下は切捨てます。ただし、Ｃの算式により計算した利率が０％を下回るときは０％とします。）のうち最も低い利率。

Ａ　解約日における普通預金の利率

Ｂ　約定利率－約定利率×30％

Ｃ　$$\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

② 預入日の１か月後の応当日以後に解約する場合には、次のＡおよびＢの算式により計算した利率（小数点第４位以下は切捨てます。ただし、Ｂの算式により計算した利率が０％を下回るときは０％とします。）のうち、いずれか低い利率。

Ａ 約定利率－約定利率×30％

Ｂ 約定利率－ $\dfrac{\text{（基準利率－約定利率）}\times\text{（約定日数－預入日数）}}{\text{預入日数}}$

⑷ この預金の付利単位は１円とし、１年を365日として日割で計算します。

以上

TRIbank Hiratsuka
平塚信用金庫

自動継続自由金利型定期預金規定

１．（自動継続）

⑴　この預金は、証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

⑵　この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

⑶　継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。なお、満期日が休業日の場合は、翌営業日以後の営業日となります。

２．（利息）

⑴　この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、２．⑴および⑵において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書または通帳記載の利率（継続後の預金については上記１．⑵の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

①　預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書または通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70％を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

②　中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。

⑵　この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

①　預入日の１か月後の応当日から預入日の２年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

②　預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③　利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。

⑶　継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

⑷　この預金を定期預金共通規定第３条第１項の規定により満期日前に解約する場合、および定期預金等共通規定第３条第４項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①　預入日の１か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のＡ、ＢおよびＣ（ＢおよびＣの算式により計算した利率の小数点第４位以下は切捨てます。ただし、Ｃの算式により計算した利率が０％を下回るときは０％とします。）のうち最も低い利率。

Ａ　解約日における普通預金の利率

Ｂ　約定利率－約定利率×30％

Ｃ　$\text{約定利率} - \dfrac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書または通帳記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

②　預入日の１か月後の応当日以後に解約する場合には、次のＡおよびＢの算式により計算した利率（小数点第４位以下は切捨てます。ただし、Ｂの算式により計算した利率が０％を下回るときは０％とします。）のうち、いずれか低い利率。

Ａ　約定利率－約定利率×30％

Ｂ　$\text{約定利率} - \dfrac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

⑸　この預金の付利単位は１円とし、１年を365日として日割で計算します。

以上

TRIbank Hiratsuka
平塚信用金庫

変動金利定期預金規定

１．（預金の支払時期）

この預金は、証書または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。なお、満期日が休業日の場合は、翌営業日以後の営業日となります。

２．（利率の変更）

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその６か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭掲示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

３．（利息）

⑴　この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

①　複利型のこの預金の利息の場合

預入日から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率（上記２．により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって６か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

②　単利型のこの預金の利息の場合

Ａ　預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書または通帳記載の中間利払利率（上記２．により利率を変更したときは、変更後の利率に70％を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

ａ　現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。

ｂ　預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

Ｂ　中間利払日数および証書または通帳記載の利率（上記２．により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

⑵　この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解

約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

⑶　この預金を定期預金共通規定第３条第１項の規定により満期日前に解約する場合、および定期預金等共通規定第３条第４項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

①　複利型のこの預金を満期日前に解約する場合

預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）によって６か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

A	６か月未満	解約日における普通預金の利率
B	６か月以上１年未満	約定利率×40％
C	１年以上１年６か月未満	約定利率×50％
D	１年６か月以上２年未満	約定利率×60％
E	２年以上２年６か月未満	約定利率×70％
F	２年６か月以上３年未満	約定利率×90％

②　単利型のこの預金を満期日前に解約する場合

A　預入日の６か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

B　預入日の６か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

a　預入日の１年後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

イ	６か月以上１年未満	約定利率×50％
ロ	１年以上３年未満	約定利率×70％

b　預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

イ	６か月以上１年未満	約定利率×40％
ロ	１年以上１年６か月未満	約定利率×50％
ハ	１年６か月以上２年未満	約定利率×60％
ニ	２年以上２年６か月未満	約定利率×70％
ホ	２年６か月以上３年未満	約定利率×90％

⑷　この預金の付利単位は１円とし、１年を365日として日割で計算します。

以上

TRIbank Hiratsuka
平塚信用金庫

自動継続変動金利定期預金規定

１．（自動継続）

⑴　この預金は、証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

⑵　この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としてその６か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭掲示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

⑶　継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。なお、満期日が休業日の場合は、翌営業日以後の営業日となります。

２．（利率の変更）

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。２．および３．⑴において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその６か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の６か月ものの店頭掲示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

３．（利息）

⑴　この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

①　複利型のこの預金の利息の場合

預入日から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率（上記２．により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については上記１．⑵の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって６か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

②　単利型のこの預金の利息の場合

Ａ　預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書または通帳記載の中間利払利率（上記２．により利率を変更したときは、変更後の利率に70％を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70％を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨て、この計算による利率が解

約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。

B　中間利払日数および証書または通帳記載の利率（上記２．により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については上記１．⑵の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③　利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。

⑵　継続を停止した場合のこの預金利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

⑶　この預金を定期預金共通規定第３条第１項の規定により満期日前に解約する場合、および定期預金等共通規定第３条第４項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

①　複利型のこの預金を満期日前に解約する場合

預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）によって６か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

A	６か月未満	解約日における普通預金の利率
B	６か月以上１年未満	約定利率×40％
C	１年以上１年６か月未満	約定利率×50％
D	１年６か月以上２年未満	約定利率×60％
E	２年以上２年６か月未満	約定利率×70％
F	２年６か月以上３年未満	約定利率×90％

②　単利型のこの預金を満期日前に解約する場合

A　単利型で預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じです。）の６か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

B　単利型で預入日の６か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）によって計算した金額の合計額（以下「期

限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

a　預入日の１年後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

イ　６か月以上１年未満　　約定利率×50％

ロ　１年以上３年未満　　約定利率×70％

b　預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

イ　６か月以上１年未満　　約定利率×40％

ロ　１年以上１年６か月未満　　約定利率×50％

ハ　１年６か月以上２年未満　　約定利率×60％

ニ　２年以上２年６か月未満　　約定利率×70％

ホ　２年６か月以上３年未満　　約定利率×90％

⑷　この預金の付利単位は１円とし、１年を365日として日割で計算します。

以上

TRIbank Hiratsuka
平塚信用金庫

定額複利預金規定

１．（預金の支払時期等）

⑴　この預金は、預金の全部または一部について預入日の６か月後の応当日以後の任意の日に利息とともに支払います。なお、満期日が休業日の場合は、翌営業日以後の営業日になります。

⑵　前項による預金（一部支払いをしたときはその支払い後の預金残高。以下同様とします。）の一部支払いは、預入日の６か月後の応当日から証書または通帳記載の最長預入期限までの間に、１万円以上の金額で請求してください。

２．（利息）

⑴　この預金の利息は、解約時に預入日から解約日（最長預入期限以後に支払う場合には最長預入期限）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって６か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。

①　６か月以上１年未満　　「６か月以上１年未満」の利率
②　１年以上２年未満　　「１年以上２年未満」の利率
③　２年以上３年未満　　「２年以上３年未満」の利率
④　３年以上４年未満　　「３年以上４年未満」の利率
⑤　４年以上５年未満　　「４年以上５年未満」の利率
⑥　５年　　「５年」の利率

⑵　この預金の最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

⑶　この預金を定期預金共通規定第３条第１項の規定により満期日前に解約する場合、および定期預金等共通規定第３条第４項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

⑷　この預金の付利単位は１円とし、１年を365日として日割で計算します。

以上

TRIbank Hiratsuka
平塚信用金庫

自動継続定額複利預金規定

１．（自動継続）

⑴　この預金は、証書または通帳記載の最長預入期限に自動的に定額複利預金として継続します。継続された預金についても同様とします。

⑵　この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。

⑶　継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限。以下同様とします。）までにその旨を申し出てください。この申出があったときは、この預金は最長預入期限以後に支払います。

２．（預金の支払時期等）

⑴　この預金は、預金の全部または一部について預入日の６か月後の応当日（継続をしたときはその継続日の６か月後の応当日）以後の任意の日に利息とともに支払います。なお、満期日が休業日の場合は、翌営業日以後の営業日になります。

⑵　前項による預金（一部支払いをしたときはその支払い後の預金残高。以下同様とします。）の一部支払いは、預入日の６か月後の応当日から最長預入期限までの間に、１万円以上の金額で請求してください。

　なお、この預金の一部支払いをしたときはその支払い後の預金残高について、引続き自動継続の取扱いをします。

３．（利息）

⑴　この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時、一部支払いをするときは一部支払い時）に預入日から最長預入期限（解約するときは解約日、ただし、最長預入期限以後に解約するときは最長預入期限。一部支払いをするときは一部支払い日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（継続後の預金については前記１．⑵の利率）によって６か月複利の方法で計算します。

　ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。

①　６か月以上１年未満　　「６か月以上１年未満」の利率
②　１年以上２年未満　　「１年以上２年未満」の利率
③　２年以上３年未満　　「２年以上３年未満」の利率
④　３年以上４年未満　　「３年以上４年未満」の利率
⑤　４年以上５年未満　　「４年以上５年未満」の利率
⑥　５年　　「５年」の利率

⑵　継続後の預金についても前項と同様の方法によります。

⑶　継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金し、または元金に組み入れます。ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。

⑷　解約または一部支払いをするときのこの預金の利息は、解約または一部支払いをする元金ととも

に支払います。

⑸　継続を停止し、最長預入期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。なお、最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

⑹　この預金を定期預金共通規定第３条第１項の規定により満期日前に解約する場合、および定期預金等共通規定第３条第４項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

⑺　この預金の付利単位は１円とし、１年を365日として日割で計算します。

以上

TRIbank Hiratsuka
平塚信用金庫